

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（467））

2. 日時：平成29年10月31日 13時30分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、岸野安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他15名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 原子力耐震グループ

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜隣接事業所の敷地に係る対応について＞

- 隣接事業者からの情報入手が網羅的に実施できる枠組みについて、整理して提示すること。
- 隣接事業所における仮設物等の漂流物調査に関する運用手順について、何に対して運用手順を整備するのかが分かるよう具体的に提示すること。

＜津波による損傷の防止＞

- 隣接する日立港及び常陸那珂港区の防波堤の延長計画を反映した遡上解析の影響評価について、現状の入力津波の設定における解析ケースと今回の解析ケースを対比する等して、現状の入力津波の設定に影響が無いことが明確にわかるよう整理して提示すること
- 下降側の水位変動に対する非常用海水ポンプの評価について、「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の確認事項を踏まえ、2011年東北地方太平洋沖地震により生

じた地殻変動にその後の余効変動を考慮しても、安全側の評価になっていることを検討して提示すること。

- 「茨城港日立港区」検潮所については 2011 年以降の潮位データが公表されていないため、周辺の「銚子漁港」及び「小名浜」検潮所におけるデータを用いて、年最高潮位及び最高潮位の超過発生確率を整理して提示すること。
- 耐津波設計に用いる入力津波高さの一覧表について、それぞれの設定位置の設定水位に対する余裕が分かるよう整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に係る対応について